

改正

平成一五年六月二〇日三重県規則第六三号

平成一九年七月四日三重県規則第四八号

平成二〇年九月一九日三重県規則第七二号

平成二四年三月三〇日三重県規則第一九号

令和二年一二月二五日三重県規則第九〇号

三重県環境学習情報センター条例施行規則をここに公布する。

三重県環境学習情報センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県環境学習情報センター条例（平成十一年三重県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、損益計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

(委員長)

第三条 条例第七条第一項に規定する指定管理者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第四条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第五条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第七条 選定委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、三重県環境学習情報センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十五条までの規定は、平成十一年八月十一日から施行する。

附 則（平成十五年六月二十日三重県規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年七月四日三重県規則第四十八号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の三重県環境学習情報センター条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の三重県環境学習情報センター条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例（平成十九年三重県条例第五十三号）附則第五項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第二条から第八条までの規定の例により行うものとする。

附 則（平成二十年九月十九日三重県規則第七十二号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十五日三重県規則第九十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県環境学習情報センター条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県環境学習情報センター条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

第1号様式（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地

申請者 法人等の名称

代表者の氏名

三重県環境学習情報センター条例第5条の規定により、三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。